

一般事業主行動計画

社会保険労務士 杉山晃浩事務所
所長 杉山 晃浩

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、又、従業員全員が働きやすい職場環境をつくるため次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日 ～ 平成32年3月31日までの2年間

2. 内 容

《 目標1 》 子育て中の労働者の所定労働時間の削減措置を実施する。

【 対策 】

平成30年4月～ ノー残業デーの達成率を把握し未達成の原因分析をする
平成31年4月～ ノー残業デーの導入実施 バースデイ休暇の取得

《 目標2 》 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【 対策 】

平成30年4月～ 従業員の制度に対する意識調査
平成31年4月～ 育児・介護に関する制度についてインフラネット等の活用や資料の配布を行い周知徹底する

《 目標3 》 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を図る

【 対策 】

平成30年4月～ 妊娠中や出産後及び子育て中の女性社員に対して、情報収集を行う
平成31年4月～ 妊娠中や出産後及び子育て中の女性社員の健康確保について、相談窓口の開設及び周知徹底